



平生町お知らせ版

令和8年（2026年）8月28日

目次

P1	蜜蜂転飼許可申請書の提出について（令和9年次分）	産業課 農林水産班
P2	オリーブを栽培してみませんか	
P3	レモンを栽培してみませんか	
P4	秋の全国交通安全運動が実施されます 通学路交通安全キャンペーンを実施します	総務課 地域安全班
P5	令和9年度「コミュニティ助成事業」のご案内	地域振興課 まちづくり班
P6	町内の墓地で墓じまい（改葬）を予定されている皆様へ	環境政策室
P7	『移動図書館（佐賀小学校）』の開設について	平生図書館

蜜蜂転飼許可申請書の提出について（令和9年次分）

産業課 農林水産班

はちみつなどを譲渡することを目的として蜜蜂を飼育される人、および譲渡目的外でも6群以上飼育される人は、住所地以外の場所で蜜蜂を飼育される場合、蜜源の有効活用や競合を未然に防ぐため、山口県蜜蜂転飼条例に基づき、予め転飼場所や飼育期間を記入した「蜜蜂転飼許可申請書」を提出し、事前に許可を受ける必要があります。

◆申請方法

- ①町役場産業課または転飼先の市町の畜産担当部署で申請書をお受け取りください。
※必要に応じて申請書と併せて転飼先の養蜂組合支部長の連絡先をお知らせします。
- ②9月18日（金）までに転飼先の養蜂組合支部長に申請内容の確認依頼を行ない、確認印の押印をいただってください。（蜜源の競合等がないか審査が行われます）
支部長確認印のない申請や提出期限を過ぎた申請等については許可できない場合がございますのでご注意ください。
- ③9月30日（水）までに申請書に必要事項を記入の上、転飼先の市町の畜産担当部署に提出してください。

◆手数料

- 1群あたり150円（16群以上は一律2,300円）
※1つの転飼場所を1件とし、1件ごとに定められた手数料分の山口県収入証紙（消印しないもの）を転飼許可申請書に貼り付けてください。
※山口県収入証紙の販売は9月末で終了されますのでご注意ください。
申請書は提出期限までに提出されますようお願いいたします。

◆問合せ先

町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）
柳井農林水産事務所畜産部（TEL：22-2416）

回
覧

オリーブを栽培してみませんか

産業課 農林水産班

町では、イタリアーノひらおの取組の一つとして、オリーブの栽培を推進し特産品化を目指しています。

現在、イタリアーノひらおオリーブ研究準備会を立ち上げ、特産品化に向けて栽培技術の研究や苗木の斡旋などの活動を行っており、会員についても随時募集しています。

町内で栽培をされる人（検討されている人を含む）はどなたでも加入できますので、入会を希望される人は町役場産業課にお申し込みください。ご家族やご友人との参加も可能です。

また、会員限定（これを機に入会される人も含む）でオリーブの苗木の斡旋を行います。ご希望者には栽培マニュアルを配布しますので、イタリアーノひらおと一緒に盛り上げていきましょう。

◆オリーブ栽培の特徴について

- ・週末農業として働きながらも栽培できます。
- ・果実の収穫までは植樹から3年程度かかります。
- ・オリーブは自家結実性が低いことから、2本（2品種）以上植えることをお勧めします。（自家不結実性、受粉は風による）
品種については、栽培状況や植樹本数により適切な品種をご案内させていただきます。
- ・鉢植えでも栽培できます。

◆イタリアーノひらおオリーブ研究準備会会員募集期間

随時（令和8年4月1日時点の会員数は23名）

◆活動内容

- ・栽培技術の研究や講習会の開催、搾油や実の加工、出荷先開拓など
- ・先進地の視察研修
- ・特産品の開発

◆苗木の申し込み（現在会員の人または新たに入会される人に限ります）

- ・価格
1本1,500円程度（予定）
- ・申込期限
9月30日（水）まで
- ・受け渡し時期
令和9年3月中旬ごろ（苗木が到着次第、役場から連絡します）

◆申込方法

町役場産業課まで電話でお申し込みください。

◆会員入会・斡旋申し込み・問合せ先

町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）

レモンを栽培してみませんか

産業課 農林水産班

町では、イタリアーノひらおの取組の一つとして、レモンの栽培を推進し特産品化を目指しています。

現在、イタリアーノひらおレモン研究会を立ち上げ、特産品化に向けて栽培技術の研究や苗木の斡旋などの活動を行っており、会員についても随時募集しています。

町内で栽培をされる人（検討されている人を含む）はどなたでも加入できますので、入会を希望される人は町役場産業課にお申し込みください。ご家族やご友人との参加も可能です。

なお、入会された人には栽培マニュアルを配布しますので、1本からでも気軽に栽培を始められます。

また、会員限定でレモン苗木の斡旋を行いますので、ご希望の人は参加申し込みの際に併せてお申し込みください。

◆レモン栽培の特徴について

- 週末農業として働きながらも栽培できます。
- イノシシ等の有害鳥獣の被害を受けにくいです。
- 1本の鉢植えからでも気軽に始められます。
- 果実の収穫までは植樹から3年程度かかります。
- レモンは特に寒さに弱いです。マイナス3度程度になる場合は防寒対策が必要です。

◆イタリアーノひらおレモン研究会会員募集期間

随時（令和8年4月1日時点の会員数は61名）

◆活動内容

- 栽培技術の研究や講習会の開催
- 苗木の斡旋
- 先進地の視察研修
- 青果の出荷斡旋
- 特産品の開発など

◆苗木の申し込み（現在会員の人または新たに入会される人に限ります）

- 価格
1本1,000円程度（予定）
- 申込期限
9月30日（水）まで
- 受け渡し時期
令和9年3月中旬～下旬ごろ（苗木が到着次第、役場から連絡します）
- 品種
ビアフランカ

◆申込方法

町役場産業課まで電話でお申し込みください。

◆問合せ先

町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）

秋の全国交通安全運動が実施されます

総務課 地域安全班

秋季は、家族や仲間とレジャーに出かけるなど、車で県内を移動する方が増えてくることや、日没の早まりにより、車の往来が多くなる帰宅時間帯と薄暮時間帯が重なって道路交通における危険性が高まります。

こうした状況を踏まえ、運動を通して県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通安全意識を高揚させることにより、交通事故の防止を図るものです。

◆運動期間

9月21日（月・祝）～30日（水）

◆重点目標

- ・歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ・夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- ・高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

通学路交通安全キャンペーンを実施します

総務課 地域安全班

朝の通勤時間帯には交通量が増えるため、通学中の児童・生徒の安全確保が必要となります。そのため、町では、交通安全意識の向上と事故の防止を目的として、次のとおりキャンペーンを実施します。

◆日時

9月29日（火）午前7時30分～8時00分

◆場所

平生中学校正門前

◆内容

中学校生徒・地域住民・警察関係者・町職員がのぼりをもって正門前で交通指導を行い、ドライバーにスピードダウンを促します。

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

令和9年度「コミュニティ助成事業」のご案内

地域振興課 まちづくり班

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじ収入を財源に、コミュニティの健全な発展を図るため、コミュニティ活動に対し助成を行っています。

◆助成事業の種類

1 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備などの整備に関する事業です。

【助成額】100万円～250万円

【助成対象例】視聴覚機器、レクリエーション用具、太鼓などの備品類の購入など

2 コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所など）の建設整備などを対象とします。

【助成額】対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額（限度額2,000万円）

【助成対象例】レクリエーションルーム、視聴覚室、多目的ルームなど

3 地域防災組織育成助成事業

自主防災組織またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備などの整備に対して助成します。

【助成額】30万円～200万円

【助成対象例】ヘルメット、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助工具などの備品類の購入（建築物や消耗品は除く）

4 地域の芸術環境づくり助成事業

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業を対象とします。

【助成額】対象となる事業経費から入場料等収入を差し引いた助成対象事業経費の3分の2（限度額500万円）

【助成対象例】オーケストラなどのクラシック、邦楽、演劇、ミュージカル、バレエ、「能楽座」の能・狂言、歌舞伎などの古典芸能、地域で伝承されている芸能などの公演。絵画、彫刻・工芸、写真などの展覧会。

◆助成対象団体

コミュニティ組織（自治会、コミュニティ協議会など）

またはコミュニティ組織の連合体・自主防災組織・実行委員会等

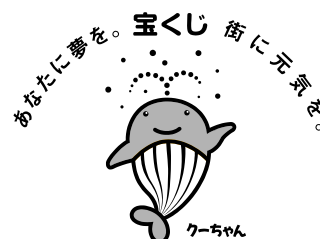
◆申請期限 10月16日（金）

ただし、地域防災組織育成助成事業は、9月30日（水）まで

◆申請および問合せ先

町役場地域振興課 まちづくり班（TEL：56-7120）

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）（地域防災組織育成助成金事業のみ）



町内の墓地で墓じまい（改葬）を予定されている皆様へ ～墓石の撤去・墓地の返還のお願い～

環境政策室

墓じまいとは、現在お墓に納められている焼骨を、別のお墓や納骨堂に移したうえで（「改葬」といいます）、従前のお墓を撤去することをいいます。

◆墓じまいの手続き

- ①移転先（受入先）の墓地管理者から、「受入証明書」等の納骨の許可を得ていることがわかる書類をもらってください。また、現在のお墓の管理者へも墓じまいの意向を伝えましょう。
- ②平生町役場 環境政策室で「改葬許可申請」を行ってください。（許可証の交付まで数日かかります）
- ③改葬許可がおりたら、焼骨を取り出し、新しい納骨先へ納めてください。許可証は新しい納骨先へ提出してください。
- ④墓石等を撤去して墓地を現状に回復し、墓地管理者へ返還してください。

墓地を返還する場合は、墓石や外柩等を撤去し、墓地を原状に回復したうえで返還していただく必要があります。ただし、墓地管理者の定めによる場合がありますので、撤去方法や返還条件については、墓地管理者へ事前にご確認ください。

また、墓石等の撤去は、石材店等へ依頼して実施していただくことになります。墓石を撤去しないまま墓地を返還すると、管理上の支障や事故となる恐れがありますので、改葬後は速やかに撤去していただきますようお願いいたします。

◆お墓を引き継ぐ人がいない場合

お墓を引き継ぐ人がいない場合、お墓の管理が難しくなり、雑草の繁茂や老朽化による崩壊など、周囲のお墓や参拝者に多大な迷惑がかかる恐れがあります。このような事態を防ぐためにも、ご家族やご親族で早めに話し合い、今後のお墓の管理についてご検討ください。円滑な墓じまいのために、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆問合せ先

町役場環境政策室（TEL：56-7126）

詳細はこちら（平生町公式 HP）→



『移動図書館（佐賀小学校）』の開設について

平生図書館

平生図書館では、佐賀小学校にて移動図書館を次のとおり開設します。

図書は、児童書のほか、大人の人（佐賀地区にお住まい・お勤めの人）を対象にした一般書（小説、実用書など）も貸し出しますので、お気軽にご利用ください。

◆日時

第1回	貸出日	9月15日（火）	午後0時45分～午後1時30分
	返却日	9月29日（火）	
第2回	貸出日	9月29日（火）	
	返却日	10月13日（火）	

◆場所

佐賀小学校体育館

◆注意事項

- ・移動図書館での1回の貸出の冊数は、2冊までとさせていただきます。
- ・貸出日には、「図書利用カード」を必ずお持ちください。「図書利用カード」がない場合は貸出しできません。
- ・「図書利用カード」をお持ちでない人は、平生図書館または佐賀出張所で申込み手続きができます。9月11日（金）までに佐賀出張所で手続きをされた人は、15日（火）、29日（火）の貸出日に会場でカードをお渡しします。
- ・一般（大人）の人で、返却日に図書を返却できない場合は、10月13日（火）までに、佐賀小学校または平生図書館に返却してください。

◆問合せ先 平生図書館（TEL：56-2310）

次回発行日は9月25日（金）です
